

令和5年9月20日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び 公費支援の具体的内容について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、このたび日本医師会より案内がありましたので情報提供いたします。

本事務連絡では、重点的・集中的な支援を通じて、冬の感染拡大に対応しつつ、医療提供体制への移行を更に進める必要があるとして、令和6年3月末までを対象期間として現行の「移行計画」を見直した上で、通常の医療提供体制へ段階的に移行するとされています。

具体的には、①行政により病床確保を要請する対象の、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者への重点化、②病床確保の対象期間・対象病床数（目安）の考え方、③病床確保計画の見直し（各「段階」の移行基準、「段階」ごとの即応病床数）、④外来についてはかかりつけ患者以外に対応する医療機関数の一層拡充、⑤原則として医療機関間での入院先の決定（医療機関間の調整が困難な場合等には都道府県入院調整本部や保健所による入院先決定や入院先決定のための支援などを行う枠組みを当面継続すること）等が示されています。

また上記に伴い、病床確保料、診療報酬、患者等に対する公費支援（外来治療費、治療薬、入院医療費）や高齢者施設等への支援等の財政支援の見直しがなされています。

なお、当事務連絡では、①各都道府県において、都道府県医師会等の地域の関係者等と協議の上、現行の「移行計画」を見直した上で、通常の医療提供体制へ段階的に移行し、令和6年4月以降は、通常の医療提供体制へ完全移行すること、②移行計画の見直しの検討・調整に当たっては、都道府県医師会等の地域の医療関係者等と協議すること、③受け入れる患者を「普段から自院にかかっている患者」に限定している外来対応医療機関に対しては、地域の医師会等の関係者とも連携の上、患者を限定せずに診療に対応するよう積極的に働きかけること、④病床確保の対象期間及び対象病床につき、各都道府県の実情に応じ、都道府県医師会等の関係者と十分な協議を行うことが求められています。

貴会におかれましてもご了知の程お願い申し上げます。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要  
ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



大阪府医師会・地域医療1課  
(06-6763-7012)